

第3章 自殺対策における取組

1. 基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺対策大綱を踏まえて、本町では、以下の5つを「自殺対策」の基本方針とします。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両論として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重責務、生活困窮等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

その為自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みを総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮者、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取り組みを展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

とりわけ、地域共生社会の現実に向けた取り組みや生活自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにします。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階があげられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」を推進します。

(4) 実践と啓発を両論として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、小値賀町だけでなく、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして町民一人ひとりと連携・協働し、町を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。その為、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

本町の目指す「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けては、小値賀町民一人ひとりが一丸となって、それぞれが出来る取り組みを進めていきます。

2. 施策の体系

本町の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において市町村が取り組むべきとされている「5つの施策」で構成されています。

「5つの施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みです。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取り組み」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

行政の縦割りを越えて、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

本町は、5つの施策を今回計画において重点施策として、継続して進めていくことで、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のために推進していきます。

小値賀町における自殺対策施策の体系

5つの重点施策：地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組み				
【重点施策 1】 地域におけるネットワークの強化	【重点施策 2】 自殺対策を支える人材の育成	【重点施策 3】 町民への啓発と周知	【重点施策 4】 生きることの促進要因への支援	【重点施策 5】 児童生徒の SOS の出し方に関する教育
①地域におけるネットワークの強化 ②特定の問題に関する連携・ネットワークの強化	①町民に対する研修	①リーフレット等の作成と周知 ②メディアを活用した啓発活動	①自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 ②居場所づくり ③自殺未遂者への支援 ④遺された人への支援 ⑤心の健康づくりの増進	①SOS の出し方に関する教育の実施

3. 5つの重点施策

【重点施策 1】地域におけるネットワークの強化
地域におけるネットワークの強化は、本町の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取り組みです。 自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の目的で展開されるネットワークと自殺対策との連携に取り組みます。特に、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

□：すでに取り組んでいること

■：今後検討を進めること

(1) 地域におけるネットワークの強化

- 本町の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進します。（課長会にて実施）
- 自殺対策を総合的に推進するために保健や医療、福祉などの関係機関、行政機関を構成員とする自殺対策の具体的な取り組みや連携の方法を検討していきます。（総合保健医療推進協議会）
- 行政区毎に自殺対策に関する取り組みについて働きかけることを足がかりに、地域における自殺対策の具体的な取り組みや連携の方法を検討していきます。

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

- 生活困窮者自立支援事業との連携強化：自殺対策生活困窮者自立支援事業の連携を強化し、生きることの困難感や課題を抱えた町民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整えます。

【重点施策 2】自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、本町の自殺対策を推進する上で基礎となる取り組みです。

町民や様々な分野の専門家、関係者に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

本町では誰もが身近な人の悩みや問題に気づき、寄り添うことが出来るよう町民を対象とした研修を充実させることが重要です。

(1) 町民に対する研修

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働、地域など、様々な分野において、悩みを抱えている人や自殺を考えている人に気づき、声掛け、話を聞いて、必要な支援や相談につなぎ、見守る役割を担います。

- ゲートキーパー養成講座：ゲートキーパーを養成するための講座を上五島保健所と連携して町民や様々な職種への養成講座を開催し、身近な地域で支え手となる住民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。
- 関連団体へのゲートキーパー研修の実施・受講推奨：ボランティアや日頃から地域住民への見守り活動に尽力している民生・児童委員に対してもゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。

【重点施策 3】町民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して、相談体制を整えても、町民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、誰かが問題を抱えた際に適切な支援へとつながることが出来ません。

その為、町では町民との様々な接点を活かして相談機関などに関する情報を提供していきます。さらに9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には、地域の広報媒体や図書館等施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報についての周知を図ります。

(1) リーフレット等の作成と周知

- 窓口案内リーフレット等の配布：相談先をこころの健康や借金問題、家庭や学校などの悩み毎にまとめた無料相談窓口案内リーフレットの配布と設置を行い、相談窓口の周知を図ります。
- 公共施設における啓発：地域福祉センター、健康管理センター、公民館、図書館などの公共施設で、啓発資料の掲示やリーフレットなどの設置を行います。

(2) メディアを活用した啓発活動

- 町の広報誌に、自殺対策強化月間や自殺予防週間に合わせて、自殺対策計画の情報を掲載することにより、町民への施策の周知と理解の促進を図ります。
- 町のホームページを活用して、自殺予防に関する総合的な情報を誰もがわかりやすいように提供します。また、自殺の要因となる健康問題や経済・生活問題などに関する情報や各種相談窓口等の情報を提供します。

【重点施策 4】生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。その為、本町においても自殺対策と連携の深い様々な分野における取組を幅広く推進していきます。

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

- 民生委員・児童委員による相談活動や見守り活動を通じて、さまざまな課題を抱えた対象者の早期発見と対応に努めます。
- 悩みのある児童生徒や保護者については、学校や家庭と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供等を実施します。
- 児童虐待通告への早期対応に努めるとともに関係機関との情報共有、継続的な見守り活動などを通じて、児童虐待の発生予防に取り組みます。
- DV 被害者への支援、相談対応において必要な場合、適切な機関へつなぐ等の対応を行います。

(2) 居場所づくり

- 町内の関係機関と連携し、日中の居場所などの情報提供を行います。

(3) 自殺未遂者への支援

- 保健所や医療機関等からの連絡を受け、関係機関へ連絡し自殺未遂者の支援を行います。

(4) 遺された人への支援

- 保健所や各関係機関と連携を取りながら遺族等に関して支援を行います。

(5) 心の健康づくり推進

- 地域において、講演会や教室等を開催し、心の健康づくりを推進します。また、心の健康増進への取り組み、ストレスの対処方法や自殺、精神疾患等についての正しい知識の普及に努めます。

【重点施策 5】児童生徒の SOS の出し方に関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOS の出し方に関する教育）の実施に向けた環境づくりを進めます。

(1) SOS の出し方に関する教育の実施

- 児童生徒向けの SOS の出し方に関する教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修など、国の動向等を踏まえ取り組みを検討します。